

子どものための教育・保育給付交付金の 令和7年度予算案の主な内容について

令和7年度予算案1兆8,002億円 + 令和6年度補正予算額 1,150億円 (1兆6,617億円)
 ※費用の一部について、事業主拠出金を充当(3,760億円) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

令和7年度予算案の主な内容

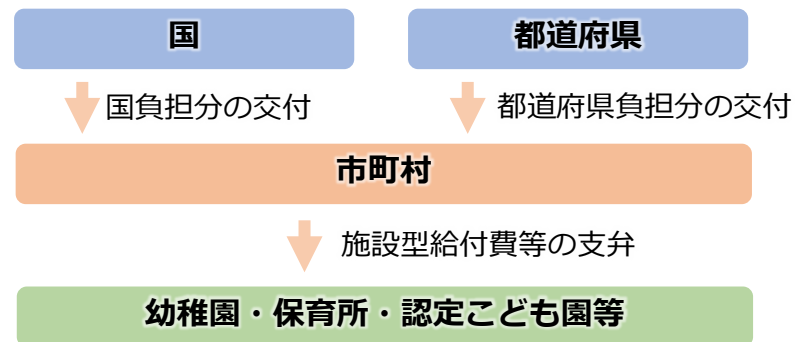
- ◇ 保育所等における1歳児の職員配置について、6対1から5対1への改善を進める。
- ◇ 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。
- ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
- ◇ 定員超過減算について、待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
- ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

実施主体等

【実施主体】 市町村
 【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置
 ※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
 ※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



1歳児の職員配置の改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和6年度の対応：4・5歳児の配置基準の改善

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4歳以上児配置改善加算」を措置する
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している（令和4年度の加算取得率：約90%）

※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1→15：1）を行う

令和7年度予算案等における対応

- 1歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」を措置する【令和7年度予算案109億円】
- 具体的には、人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている施設・事業所において、1歳児の職員配置を5：1以上に改善した場合に、加算する（令和7年4月～）

※6：1の配置に要する経費と、5：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算

【対象】以下の全てを満たす事業所（配置基準が既に5：1以上である小規模C・家庭的保育・居宅訪問型保育を除く）

- (1) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢの全てを取得している
- (2) 業務においてICTの活用を進めている（※①登降園管理、②計画・記録、③保護者連絡、④キャッシュレス決済のうち、①及びもう1機能以上の機器を導入し活用している）
- (3) 施設・事業所の職員の平均経過年数が10年以上

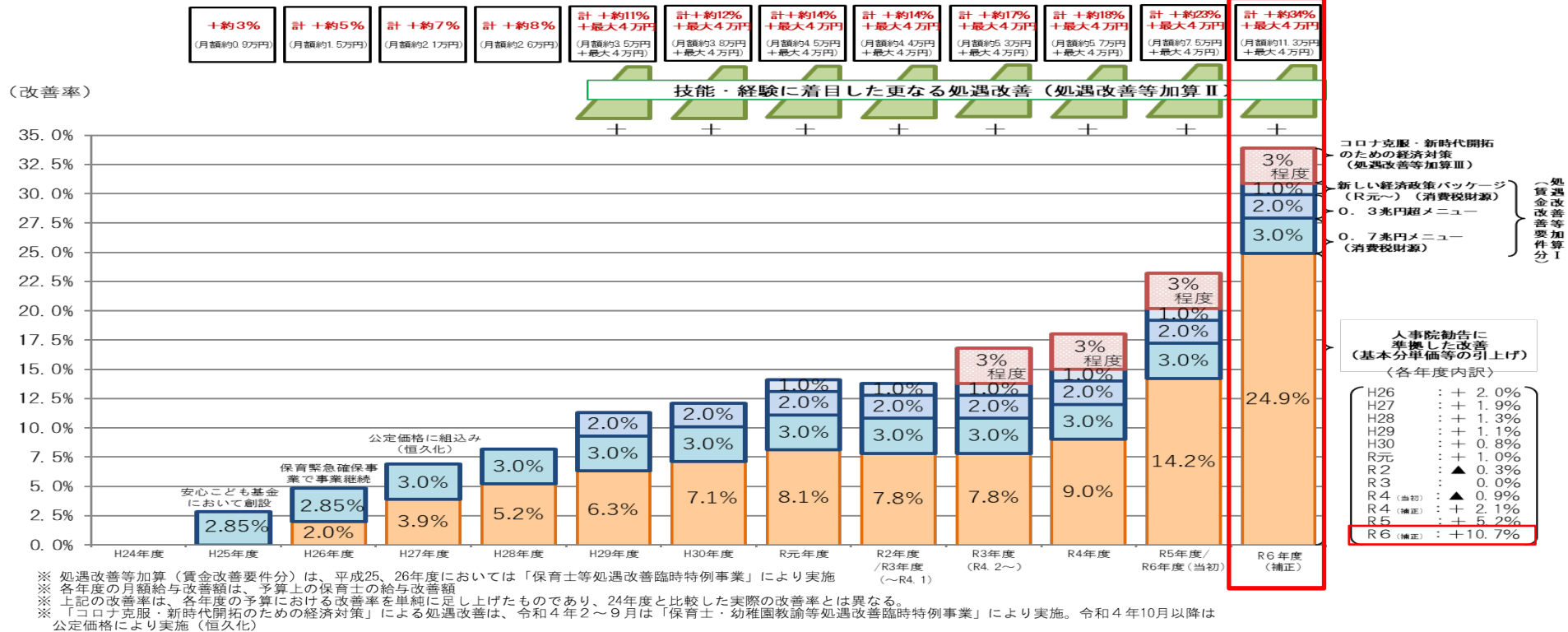
保育士等の処遇改善

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

- 保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

令和6年度の対応

- 令和6年人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費を+10.7%改善【令和6年度補正予算1,150億円】



令和7年度予算案等における対応

- 保育士等の公定価格上の人件費について、令和6年補正予算で措置した+10.7%の改善を引き続き確保し、令和7年度予算案においても反映【令和7年度予算案1,607億円】（一般会計：882億円、事業主拠出金：725億円）
- 経営情報の継続的な見える化（保育所等が収支計算書や職員給与の状況等について都道府県に報告する仕組み）を施行し、保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・見える化を推進【令和7年4月施行、事業年度終了後5月以内に報告】
- 処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて、事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3区分に整理の上、配分ルールの柔軟化や賃金改善の確認方法の簡素化等を実施）

処遇改善等加算の一本化について（案）（令和7年度～）

- 現行の3加算（処遇改善等加算ⅠⅡⅢ）について、事務手続きの簡素化等の観点から、「処遇改善等加算（仮称）」に一本化
- 現行の3加算の目的・趣旨を踏まえ、新加算の中に、「①基礎分」「②賃金改善分」「③質の向上分」の3区分を設定
 - ・賃金改善を目的とした現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）と現行加算Ⅲは新区分②に統合
 - ・キャリアパス構築要件について、現行加算Ⅰ（賃金改善要件分）の未構築の場合の減率は廃止し、職場環境改善を進める観点から、新区分①（旧加算Ⅰ（基礎分））の要件として設定（1年間の経過措置）
 - ・新加算の認定主体は都道府県知事・指定都市・中核市及び特定市町村の長とする。
- このほか、関係者の意見等も踏まえ、**配分ルール**の統一化、柔軟化や**賃金改善の確認方法**の見直しを実施
 - 【配分ルールの統一化、柔軟化】
 - 「②賃金改善分」「③質の向上分」の配分ルールについて「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する」に統一
 - ※現行は加算Ⅰ（賃金改善分）は基本給・手当・賞与又は一時金等により改善、加算Ⅱは基本給又は決まって毎月支払われる手当により改善、加算Ⅲは2/3以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善
 - 「③質の向上分」について、
 - ・配分対象者：施設全体で研修修了要件を満たす職員数があることを要件（※）とし、研修修了予定者で副主任保育士や職務分野別リーダー等に準ずる職位や職務命令を受けている者への配分を可能にする。（※）職員数A、Bについて人数が確保できない場合は、確保した人数分の加算額を給付
 - ※現行は一定の経験年数・研修を終了しており、副主任保育士、職務分野別リーダー等の職員の発令等を受けている者を配分の対象
 - ・配分方法：現行の「4万円支給を1人以上」のルールを撤廃。配分額は施設の状況に応じ4万円を上限として柔軟な設定を可能とする。
 - 【賃金改善の確認方法】
 - 各加算ごとに行っていた加算額を賃金改善等に充当したかの確認（実績報告書最大9枚）を、各区分をまとめた全体の加算総額で確認
 - 現行、要件として求めている基準年度（前年度）の賃金水準維持について、経営状況が悪化し収支が赤字等となる状況がある場合に、労使の合意の下、必要最小限の範囲で賃金水準を引き下げることの特例的に認める（介護報酬等で導入済みの措置）。

【現行】

処遇改善等加算Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の継続的な引上げ（ハースアップ）による処遇改善 ・9千円×算定職員数
処遇改善等加算Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・技能・経験の向上に応じた処遇改善（副主任保育士等職務分野別リーダー等） ・4万円/5千円×算定職員数
処遇改善等加算Ⅰ 賃金改善要件分 キャリアパス要件分	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金改善・キャリアパスの構築の取組に応じた処遇改善 ・平均経験年数に応じ6%又は7%（加算率） ・キャリアパス要件満たさない場合は▲2%
処遇改善等加算Ⅰ 基礎分	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に充てる ・施設の平均経験年数に応じた加算率（2%～12%）

【見直し後】処遇改善等加算（仮称）

区分③	職員の技能・経験の向上に応じた賃金の改善 【質の向上分】 算定額により加算 4万円/5千円×算定職員数
区分②	職員の賃金改善 【賃金改善分】 率により加算 平均経験年数により6%又は7% 9千円×算定職員数を率に換算
区分①	経験に応じた昇給の仕組みの整備や職場環境の改善 【基礎分】 率により加算 平均経験年数により2%～12% ※キャリアパス要件の減率の仕組みは廃止し、要件化

賃金改善要件分

キャリアアップの仕組みによる質の向上

教育・保育人材の確保

公定価格における定員区分の細分化

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。
- 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、**定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。**

定員区分の細分化（案）

○保育所

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
20人		20人
21人～30人	↙ ↘	21人～25人 26人～30人
31人～40人	↙ ↘	31人～35人 36人～40人
41人～50人	↙ ↘	41人～45人 46人～50人
51人～60人	↙ ↘	51人～55人 56人～60人

※幼稚園、認定こども園についても同様の細分化を行う。

- 定員超過減算については、平成28年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、
 - ① 直前の連続する5年間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年間）常に利用定員を超え、かつ、
 - ② 各年度の年間平均在所率が120%以上であることとしていたところ、待機児童数がピークであった平成29年から7年連続で減少し、令和6年の待機児童数は平成29年の10分の1以下となっている状況を踏まえ、**①の5年間の期間を、令和7年度より2年間とする。**
※ ただし、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施する。

待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について（平成28年3月28日厚生労働省）

II 規制の弾力化・人材確保等

6. 定員超過入園の柔軟な実施

- 2年連続して定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、待機児童の現状に鑑み、その期限延長を行い、柔軟な実施を促す。

留意事項通知記載（案）

V 乗除調整部分

1. 定員を恒常的に超過する場合（●）

（1）調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する2年度間常に保育認定子どもに係る利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある施設に適用する（注3）。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

（中略）

（注3）令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方自治体に所在する施設（事業所）は令和7年度に限り従前の規定のとおりとする。

対象施設

保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業A型・B型・C型、事業所内保育事業

※ 幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、現行「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっている。

災害時における主幹教諭等専任加算・主任保育士専任加算等の要件の見直し

概要

- エssenシャルワーカーが自ら被災しながら人命救助・災害復旧等に当たるためには、そのこどもの教育・保育の確保が重要である。
- 災害等発災直後に出勤する必要のある保護者が子どもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等にこどもの支援にあたることができるように、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行う。

取組内容

- 災害等により、施設等が開所できなかつたり、教諭や保育士が被災して、教育・保育の提供ができない場合に、以下の取組を実施することを念頭に置いた体制整備及び周知・啓発を行う。

【災害等が発生した場合の取組】

- ☛ 教育・保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡
- ☛ 被災状況の把握
- ☛ エssenシャルワーカーである保護者等の勤務状況に応じたこどもの預かりに関するニーズの把握や相談支援の実施
(※避難所等に避難している場合には、避難所に向いて上記の対応を実施すること等を想定)
- ☛ 代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携

※ 災害等の発生時に上記取組に対応できるよう、具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに月1回程度の研修・訓練の実施等を行った場合に加算する。

→ 発災直後に出勤する必要がある保護者（医療・福祉関係者、警察、自衛隊、消防、自治体職員等）のこどもの預かりが可能となり、幼稚園や保育所等が、地域の拠点として被災時の支援に貢献。

改正案

- 現行の主幹教諭等専任加算及び主任保育士専任加算の複数実施要件に、新たに以下の要件(下線部分)を追加する。(留意事項通知の改正)

(例) 主任保育士専任加算の場合

i 延長保育事業 ii 一時預かり事業(一般型) iii 病児保育事業 iv 乳児が3人以上利用している施設 v 障害児(軽度障害児を含む。)が1人以上利用している施設

vi 災害時における地域支援の取組

・ 災害等により保育が提供できない場合において、保育を必要とするエssenシャルワーカーである保護者等への連絡、被災状況の把握、こどもの預かりに関する相談等及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携を図るために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに研修・訓練の実施等を行う取組

公定価格における冷暖房費加算の見直しについて

- 冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定している。
- 令和6年人事院勧告によると、寒冷地手当については、平成27年の見直しから9年が経過し、気象庁からの新たな気象データを基に支給改定を行うとされている。
- 冷暖房費加算は施設（事業所）に対する加算であり、級地区分を国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠していることから、新たな級地区分に準拠することを基本としつつ、令和7年度においては、四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講ずることとする。

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（抄）（平成二十七年内閣府告示第四十九号）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号第一条この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

イ 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

ロ 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

ハ 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

ニ 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

ホ その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

告示単価表改正（案）

別表第二 保育所（告示単価表）

冷暖房費加算	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 激変緩和地域：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律に掲げる地域以外の地域 その他地域：1 級地～4 級地及び 激変緩和地域 以外の地域
	● 2 級 地	1,740	激変緩和地域	1,020	
	3 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120	